



平成 28 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名	群 栄 化 学 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名	代表取締役社長 有田 喜一
コード番号	4 2 2 9 東証第 1 部
本社所在地	群馬県高崎市宿大類町 7 0 0 番地
問い合わせ先	執行役員管理本部長 瀧井 康雄
	電 話 027-353-1810

## 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 5 月 13 日開催の取締役会において、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 99 回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更の定款の一部変更に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月までに全国証券取引所に上場する国内会社の普通株式の売買単위를 100 株に集約することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単위를 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式につき証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

##### (2) 株式併合の内容

###### ① 株式併合する株式の種類

普通株式

###### ② 株式併合の方法・比率

平成 28 年 10 月 1 日をもって、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式について、10 株を 1 株の割合で併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 28 年 3 月 31 日現在）	89,983,085 株
株式併合により減少する株式数	80,984,777 株
株式併合後の発行済株式総数	8,998,308 株

（注）株式併合により減少する株式数及び株式併合後の発行済株式総数は、株式併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値であります。

④ 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

また、株式併合と同時に、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することにより、株式の売買単位は 10 分の 1 の 100 株となりますので、今回の株式併合の前後で、株主様の議決権や株式を売買する機会が失われることはありません。

⑤ 単元株式に 1 株未満の端数が生じる場合の対応

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、当社がこれを一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

（3） 株式併合により減少する株主数

（平成 28 年 3 月 31 日現在）

所有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	8,281 名（100.0%）	89,983,085 株（100.0%）
10 株未満所有株主	204 名（ 2.5%）	370 株（ 0.0%）
10 株以上所有株主	8,077 名（ 97.5%）	89,982,715 株（100.0%）

（注）上記株主構成を前提として株式併合を行った場合、現在 10 株未満の株式を所有されている株主様 204 名は、その保有機会を失うこととなりますが、併合の効力発生日前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

（4） 効力発生日における発行可能株式総数

17,621,100 株

株式併合の割合に合わせて、現行の 176,211,000 株から 17,621,100 株に減少させます。

（5） 株式併合の条件

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 99 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 単元株式数の変更

### (1) 単元株式数の変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

### (2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### (3) 変更日

平成 28 年 10 月 1 日

### (4) 単元株式数の変更の条件

平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 99 回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 【ご参考】

上記の株式併合及び単元株式数の変更に係る効力発生日は平成 28 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 28 年 9 月 28 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

## 3. 定款の一部変更

### (1) 定款の一部変更の目的

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するために第 7 条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、平成 28 年 6 月 28 日開催予定の第 99 回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件とし、効力発生日である平成 28 年 10 月 1 日をもって変更されるものといたします。

(2) 定款の一部変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>1億7,621万1,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は <u>17,621,100株</u> とする。
(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> と する。	(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は <u>100株</u> とす る。

(注) 上記の第5条(発行可能株式総数)につきましては、株式併合にともない、会社法第182条第2項の規定により効力発生日である平成28年10月1日に変更されるものであります。

4. 日程

- |                          |                |
|--------------------------|----------------|
| (1) 取締役会決議日              | 平成28年5月13日     |
| (2) 定時株主総会決議日            | 平成28年6月28日(予定) |
| (3) 株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日 | 平成28年10月1日(予定) |
| (4) 定款の一部変更の効力発生日        | 平成28年10月1日(予定) |

以 上

添付書類：【ご参考】株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

【ご参考】

株式併合と単元株式数の変更に関するQ&A

Q 1. 株式併合とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今般、当社では、10株を1株にすることを予定しております。

Q 2. 単元株式数とは何ですか。

A 2. 単元株式数とは、会社法によって定められ、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位ともなっている株式数です。

現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株にすることを予定しております。

Q 3. 株式併合と単元株式数の変更の目的は何ですか。

A 3. 全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。

当社は東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、当社株式について10株を1株に併合することといたしました。併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株から100株に変更）となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

Q 4. 所有株式数や議決権数はどのようになるのですか。

A 4. 株式併合と単元株式数の変更を同時に行った際、その効力発生の前後では次のようになり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	200株	2個	なし
例②	1,234株	1個	123株	1個	0.4株
例③	123株	なし	12株	なし	0.3株
例④	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（例②、例③、例④）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。この端数株式の処分代金は平成28年12月頃にお送りすることを予定しております。

また、効力発生前のご所有株式数10株未満の例④の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。何卒、ご理解を賜り

たいと存じます。

なお、株式併合前に「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値が変わることはございません。

ご所有株式数は併合前の10分の1となり、例えば1,000株お持ちの株主様の株式数は100株になりますが、1株あたりの純資産額は併合前の10倍となります。

また、株価につきましても理論上は併合前の10倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金は減りませんか。

A 6. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはございません。

ただし、株式併合により生じた端数株式につきましても、当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましてもQ 4に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 7. 株式併合後も単元未満株式の買取りや買増しは可能ですか。

A 7. 株式併合の効力発生前と同様、株式併合後に、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様は、単元未満株式の買取制度または買増制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、お取引先の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールはどのようになっていますか。

A 8. 次のとおり予定しております。

平成 28 年 6 月 28 日 定時株主総会決議日

平成 28 年 9 月 28 日 100 株単位での売買開始日

平成 28 年 10 月 1 日 株式併合と単元株式数の変更の効力発生日

平成 28 年 10 月下旬 株式割当通知の発送

平成 28 年 12 月上旬 端数株式相当分の処分代金のお支払い

Q 9. 株主側で、何か必要な手続きはありますか。

A 9. 株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

**【お問い合わせ先】**

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-232-711 (通話料無料)  
受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日を除く)